第７章　無効と取消し

「通謀虚偽表示は無効」(P110)，「詐欺による意思表示は取り消せる」(P132) など，法律行為が無効となる，取り消すことができるものとなるというハナシがありました。この第７章では，この「無効」「取消し」とは何なのかをみていきます。まず，第１節で，無効と取消しとは何なのかイメージをつかんでください。

第１節　無効とは？　取消しとは？

無効：法律行為の効力が初めから生じないこと

ex. 意思無能力，公序良俗違反（民法 90 条），心裡留保（相手方が悪意または有過失である場合。民法 93 条ただし書），通謀虚偽表示（民法 94 条１項）

取消し：取消権者の意思によって，いったん発生した効果を遡及的に無効にすること

ex. 制限行為能力者の行為（民法５条２項，９条本文，13 条４項，17 条４項），詐欺・強迫による行為（民法 96 条１項）

用語解説 ―― 「遡及」

「遡及（そきゅう）」とは，さかのぼるということです。

無効は，「初めから何もなかった」ということです。

それに対して，取消しは，「取り消すことによって，初めから何もなかったことになる」(「遡及効」といいます）ということです。

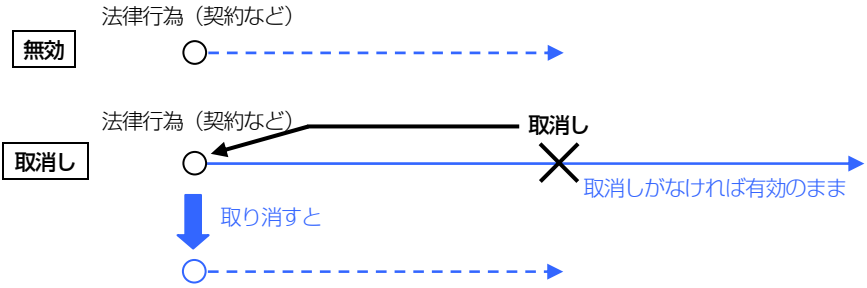

まだ，無効と取消しが同じに思えるかもしれません。同じに思える原因は，「取消しは，取り消されると無効とほとんど変わらなくなる」ということにあります。しかし，**取り消すまでは**無効と違いがあるのです。

【取り消すまでの違い】

	無効	取消し
何もしなかった場合	無効のまま	取り消さなければ有効となる
主張期間の制限	なし（いつでも主張可）	あり（P210 6）
主張できる者	誰でも主張できる（錯誤無効は除く。P129（a））	特定の者のみ主張できる（P204～205 4）

記憶の補強

無効が，何もしなくても無効のままで，主張期間の制限もなく，主張権者の限定もないのは，瑕疵の程度が重大，つまり，**とんでもない問題がある**からです。

それに対して，取消しが，何もしなければ有効となり，主張期間の制限があり，主張権者の限定があるのは，瑕疵の程度が軽微，つまり，**問題が少し軽い**からです。

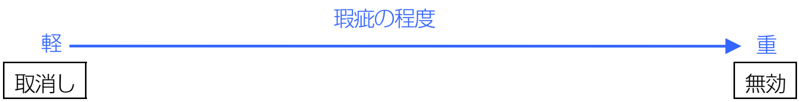

用語解説 ――「瑕疵」

「瑕疵（かし）」とは，法律上何かしらの欠点・欠陥があるということです。

未成年者の例で考えてみましょう。３歳の子が自分で契約をした場合，意思能力がないということで無効となります。それに対して，18歳の未成年者が法定代理人の関与なく契約をした場合，取り消すことができるものとなります。３歳の子には意思能力がない，つまり，とんでもない問題があるので，「無効」となるのです。それに対して，18歳の未成年者は，行為能力は制限されていますが，意思能力はある，つまり，問題が少し軽いので，「取り消すことができるもの」となるのです。

別の例は，P145の「記憶の補強」でも記載しましたので，そちらもご覧ください。

＊第２節以降は，無効と取消しを分けてみていきます。